

ID: 382

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要支援認定の更新
法令名称 根拠条項	介護保険法 第33条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (要支援認定の更新) 第33条 2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。 4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 第5項及び第6項 略 【基準】 根拠条文、法第33条第4項において準用する法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による介護保険法施行規則第36条の規定による。 (要支援認定) 第32条 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略	

[介護保険法施行規則]

第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

標準処理期間

30日以内(法第33条第4項において準用する法第27条第11項)

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和5年4月1日